

## インターンシップにおける新型コロナウイルス感染症対策について

- 令和3年度の受入については、県内在住、かつ県内の大学等の学生に限る
- 実習時点で藤岡市における群馬県のガイドライン警戒度が3以下であること（4であった場合は受入を中止する）

### 実習前

- ・実習生は、実習2週間前から藤岡市の行動記録票に体調等を記録すること
- ・実習生は、実習2週間前から感染リスクが高い施設の利用や行動は控えること

### 実習中

- ・実習生は、実習期間中も行動記録票により体調管理を行うこと
- ・体温が37.5℃未満であり、体調が良好であること
- ・実習期間中に実習生又は同居家族が体調不良となった場合は、直ちに実習を終了すること。
- ・実習中の感染症対策については、各所属長の指示に従うこと

### 実習終了後

- ・実習生は、実習終了後2週間後まで藤岡市の行動記録票に体調等を記録すること
- ・実習生は、実習終了後2週間以内に体調不良となった場合には、職員課まで速やかに連絡すること